



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市統括監に関する規則を廃止する規則	行財政局行財政局	1
規則	神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	都市局企業誘致課	2
規則	神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則及び神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築安全課	4
告示	災害対策基本法による指定福祉避難所の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(社会福祉法人 明星寮)	行財政局税務部市民税課	12
告示	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定(高和里づくり計画)	経済観光局農政計画課	13
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(田井自治会)	地域協働局地域活性課	14
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(鳴子1丁目16番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	15
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(鳴子1丁目16番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	16
公告	土地改良事業参加資格の交替の公告	農業委員会事務局	17
公告	名谷南センター公園と名谷南主要緑道との兼用工作物協定	建設局公園部管理課	18
公告	都市公園の設置(横尾団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	20
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	21
区役所	自動車臨時運行許可番号標の失効	東灘区総務部市民課	22
水道局	給水装置工事費等分納規程の一部を改正する規程	水道局配水課	23
人事委員会	最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則等を廃止する規則	人事委員会事務局調査課	28
人事委員会	令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則及び令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	29
人事委員会	神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	32

神戸市統括監に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第46号

神戸市統括監に関する規則を廃止する規則

神戸市統括監に関する規則（平成21年12月規則第50号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第47号

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
（この規則の失効）	（この規則の失効）
2 この規則は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。	2 この規則は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則及び神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第48号

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則及び神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則(平成20年6月規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例第20条第1項に規定する規則で定める基準)</p> <p>第10条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第20条第1項第1号に該当する建築物(以下「第1号建築物」という。)にあっては、<u>がけ</u>(同号に規定するがけをいう。以</p>	<p>(条例第20条第1項に規定する規則で定める基準)</p> <p>第10条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第20条第1項第1号に該当する建築物(以下「第1号建築物」という。)にあっては、<u>外見上</u>がけ(同号に規定するがけをい</p>

下同じ。)の安全性が外見上確保されているものであること。ただし、その高さが1メートル以下のがけについては、この限りでない。

(2) 第1号建築物にあつては、建築物の敷地又は構造が次のいずれかの基準に該当すること。

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当するがけの上にあるもので、建築物の安全上支障がないものであること。

(ア) [略]

(イ) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を受けた宅地造成等に関する工事の対象となるがけ

(ウ) [略]

ウ [略]

(3) 条例第20条第1項第2号に該当する建築物（その用途が納屋、器具庫その他の居室を有しないものでがけ（その高さが1メートルを超えるがけにあつては、がけの安

う。以下同じ。)の構造耐力上の安全性が確保されているものであること。ただし、その高さが1メートル以下のがけについては、この限りでない。

(2) 第1号建築物にあつては、建築物の敷地又は構造が次のいずれかの基準に該当すること。

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当するがけの上にあるもので、建築物の階数が2以下であり、かつ、建築物の構造が木造、軽量鉄骨造その他これらに類するものであること。

(ア) [略]

(イ) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けた宅地造成に関する工事の対象となるがけ

(ウ) [略]

ウ [略]

(3) 条例第20条第1項第2号に該当する建築物（その用途が納屋、器具庫その他の居室を有しないものでがけ（その高さが1メートルを超えるがけにあつては、外見上が

全性が外見上確保されているものに限る。以下この号において同じ。)の下にあるものを除く。)にあつては、建築物の構造を鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とするか又は擁壁の設置その他これに準ずる措置を講ずることにより、がけ崩れに対して構造耐力上の安全性を確保することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、当該部分については、この限りでない。

ア～エ [略]

(条例第33条第3項に規定する規則で定める基準)

第11条の2 条例第33条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物（特定主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合するものに限る。）であるもの

(2)～(4) [略]

けの構造耐力上の安全性が確保されているものに限る。以下この号において同じ。)の下にあるものを除く。)にあつては、建築物の構造を鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とするか又は擁壁の設置その他これに準ずる措置を講ずることにより、がけ崩れに対して構造耐力上の安全性を確保することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、当該部分については、この限りでない。

ア～エ [略]

(条例第33条第3項に規定する規則で定める基準)

第11条の2 条例第33条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物（主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合するものに限る。）であるもの

(2)～(4) [略]

様式第1号中

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) を

⑩ 」

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) に、

」

「

〔新〕 住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	⑩
〔旧〕 住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	⑩

を

「

〔新〕 住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	
〔旧〕 住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	

に改める。

様式第2号中

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) を

⑩ 」

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) に改める。

」

様式第3号の2中

「 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

を

.....⑩ 」

「 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

に改める。

.....」

様式第5号中

「神戸市長 あて」を「神戸市長 宛」に、

「 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者名) を

⑩ 」

「 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者名) に改める。

」

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 神戸市建築基準法施行細則(昭和37年4月規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(建築設備等の定期報告)	(建築設備等の定期報告)
<p>第8条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項に規定する建築物又は前条第2項の市長が指定する特定建築物に設ける次に掲げるもの(共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く。)とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 令第126条の4第1項の非常用</p>	<p>第8条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項に規定する建築物又は前条第2項の市長が指定する特定建築物に設ける次に掲げるもの(共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く。)とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 令第126条の4の非常用の照明</p>

の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。） 2～6 [略]	装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。） 2～6 [略]
--	---------------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
 （建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けた宅地造成に関する工事の対象となるがけについては、この規則による改正後の神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則第10条第2号イ（イ）に掲げるがけとみなして、同号の規定を適用する。
 （規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）
- 3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。
 - （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 - （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
 - （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
須磨海岸を守り育てる条例施行規則（平成20年3月規則第63号）	[略]	須磨海岸を守り育てる条例施行規則（平成20年3月規則第63号）	[略]
		神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号）	様式第1号
			様式第2号
			様式第3号の2
			様式第5号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市告示第630号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所をいう。）を指定したので、同法第49条の7第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

施設名	住所	受入対象者 (※)	指定緊急避難 場所との重複
特別養護老人ホーム 真愛ホーム	神戸市中央区日暮通5-5- 8	高齢者・市が 特定した者	

※家族等も受入対象とする。

神戸市告示第631号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230011	令和6年2月26日 (令和6年1月1日以後 に支出された寄附金)	社会福祉法人 明星寮 理事長 津田 四郎 神戸市長田区前原町1丁目21番18号

神戸市告示第632号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

高和里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

神戸市告示第633号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、田井自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	田井自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町田井380番地の5
代表者の氏名	堀 希世志
代表者の住所	神戸市西区神出町田井239番地の2

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 田井自治会 令和6年1月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西馬 昌典	堀 希世志
代表者の住所	神戸市西区神出町田井541番地の4	神戸市西区神出町田井239番地の2

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第2項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第76条の3第4項の規定により準用される第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和6年2月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
鳴子1丁目16番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区鳴子1丁目16番6 他
- 3 縦覧期間
令和6年2月28日から同年3月27日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
鳴子1丁目16番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区鳴子1丁目16番6 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和6年4月4日（木）
11時00分から11時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

令和6年3月12日 神戸市公報第3850号

神戸市公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、土地改良事業参加資格の交替を承認したので、次のとおり同法施行令第 1 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 12 日

神戸市農業委員会
会長 前中 悠一

		氏名	住所	申出に係る土地
申出者	新資格者	秋定 正美	神戸市西区北別府	(略)
	現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
申出者	新資格者	川西 澄 相続人代表 川西 花奈	加古川市野口町長砂	(略)
	現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
申出者	新資格者	川西 和子	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
	現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	

神戸市公告

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により、名谷南センター公園と市道 名谷南主要緑道との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づく協議の内容を次のとおり公告します。

令和6年3月12日

神戸市長 久元 喜造

1 都市公園及び県道の名称及び管理者

	名称	管理者	
都市公園	名谷南センター公園	甲	神戸市 代表者 神戸市長 久元 喜造
市道	名谷南主要緑道	乙	神戸市 代表者 神戸市長 久元 喜造

2 兼用工作物の位置及び区域

位置	地積	区域
須磨区竜が台5丁目17-3	2130.33m ²	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり
須磨区菅の台3丁目14-5	1349.81m ²	
須磨区菅の台3丁目14-11	532.01m ²	

3 管理方法

兼用工作物の維持管理，修繕又は災害復旧は別表の管理区分のとおり行うこととする。

4 行政処分

兼用工作物に係る占用許可、行為許可等の行政処分等の権限の行使に関する事務は、別表の管理区分に基づいて、甲は都市公園法及び市都市公園条例により、乙は道路法及び市道路占用料条例の規定により行う。

5 協議の有効期間

令和6年3月12日から、甲又は乙が施設の供用を廃止するとき及びその権限を失するまでの期間

<別表> 兼用工作物の管理区分

甲	乙
<p>(公園管理施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽 ・表層インロク舗装 ・ベンチ、照明、給水、雨水排水施設等の施設 <p>(公園管理行為)</p> <p>もくせい橋以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理、修繕、改築、災害復旧 占有許可、行為許可等の行政処分 <p>もくせい橋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理（表層舗装の日常清掃に限る）、初動対応 ・行為許可 	<p>(道路管理施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もくせい橋（橋を構成する主桁、橋脚、床版、高欄、地覆） <p>(道路管理行為)</p> <p>もくせい橋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理（公園管理者が行う業務を除く）、修繕、改築、災害復旧 ・占有許可

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
横尾団地周辺 緑地	須磨区妙法寺字円満林	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	
	須磨区妙法寺字イヤガ谷		
	須磨区妙法寺字ゴマ谷		
	須磨区妙法寺字界地		
	須磨区横尾1丁目		
	須磨区横尾4丁目		
	須磨区横尾8丁目		
	須磨区多井畑字池ノ奥上		
須磨区高倉台2丁目			
須磨区高倉台5丁目			

(2)供用開始の年月日

令和6年3月12日

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	伊川谷町小寺	吉末	128番1 のうち 別図の斜線部分	2,943 m ² のうち 363 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市東灘区公告

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和6年2月29日

神戸市東灘区長 中田 裕子

番号表に記載された番号	失効年月日
神戸13-45神戸	令和6年2月29日

給水装置工事費等分納規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月12日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第9号

給水装置工事費等分納規程の一部を改正する規程

給水装置工事費等分納規程（昭和41年12月28日水道管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式(第3条関係)

年 月 日



給水装置工事費等分納申請書兼請書

神戸市水道事業管理者 様

課長	係長	係	No.
----	----	---	-----

この場所()における給水装置工事費等を分納したいので申請します。

分納工事費等は、神戸市給水装置工事費等分納規程(昭和41年12月神戸市水道管理規程第25号)に従い、次のとおり相違なく納付しますから連帯保証人と連署してこの申請書を提出いたします。

- 注) 前受工事費等を納入されないときは、
- ・第1回目の分納工事費等を納入されないと着工しません。
 - ・第1回目の分納工事費等を期限までに納入されない場合は、工事の申込みを取消したものと処理します。

住 所
分納申請者
(工事申込者) _____ 印

住 所
連帯保証人 _____ 印

住 所
連帯保証人 _____ 印

A		円
工事費等の金額		
内	工事負担金	
	分担金	
	給水装置工事費	
B		
前受工事費等		

C		
(A-B) 分納対象額		
内	工事負担金	
	分担金	
	給水装置工事費	
D		
(C×%) 事務経費		
E		
(C+D) 分納対象総額		

区分 回数	工事負担金	分担金	給水装置工事費	経 費	分納工事費等	納 期	収入年月日
1	円	円	円	円	円	・ ・	・ ・
2						・ ・	・ ・
3						・ ・	・ ・
4						・ ・	・ ・
5						・ ・	・ ・
6						・ ・	・ ・
7						・ ・	・ ・
8						・ ・	・ ・
9						・ ・	・ ・
10						・ ・	・ ・

上記家屋に給水装置を設置することを承認します。

年 月 日

家屋所有者
住 所
氏 名

印

第2号様式（第3条関係）

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

給水装置工事費等分納承認書

No.

様

神戸市水道事業管理者 

住 所
分納申請者
(工事申込者) _____
住 所
連帯保証人 _____
住 所
連帯保証人 _____

A		工事費等の金額	円	C		(A-B) 分納対象額		
内 訳	工事負担金			内 訳	工事負担金			
	分 担 金				分 担 金			
	給水装置 工事費				給水装置 工事費			
B		前受工事費等		D		(C×%) 事務経費		
E		(C+D) 分納対象総額						

区分 回数	工事負担金	分 担 金	給水装置工事費	経 費	分納工事費等	納 期	経費算出基準
	円	円	円	円	円	. .	
1						. .	C. 分納対象額 の 3 %
2						. .	
3						. .	
4						. .	
5						. .	C. 分納対象額 の 4 %
6						. .	
7						. .	C. 分納対象額 の 5 %
8						. .	
9						. .	C. 分納対象額 の 6 %
10						. .	

注) 給水装置工事費等分納規程による分納条件については、ウラをごらんください。

給水装置工事費等分納規程による分納条件(抜粋)

(分納承認の基準)

1. 工事費等の分納は、次の各号の一に該当する場合の給水装置工事の申込者に対して承認いたします。
 - (1) 水道の普及上必要と認められる既存家屋への新設工事または水洗便所の普及上必要と認められる増径工事で、メーターの口径が20ミリメートル以下の場合。
 - (2) 老朽給水装置の取替工事で、工事費等を一時に負担することが困難と認められる場合。

(保証人等)

1. 連帯保証人は、2人以上を必要とします。
2. 1件の工事に対して分納の取扱いを受けようとする人が複数の場合には、代表者以外の人についても分納工事費等の納入についてそれぞれ連帯して責任を負うこととなります。
3. 連帯保証人は、神戸市内に居住し、かつ、独立の生活を営む人が必要です。
4. 連帯保証人がその資格を失い、または死亡したときは、更に連帯保証人を定めて変更の手続きをしてください。

(事務経費)

1. 事務経費は、分納の事務処理に要する経費として、分納対象額にその分納回数に応じて定めた額を合算して徴収します。

(分納方法)

1. 分納対象額および事務経費は、10回以下の月賦とし、1回当たり2,000円以上の均等割といたします。
2. 前項にかかわらず、分納者は繰上げ納入をすることができます。ただし、事務経費の額は変更いたしません。

(所有権の留保等)

1. 給水装置工事費の分納期間中は、給水装置の所有権は市に留保いたします。
2. 分納者は、前項の給水装置を善良な管理者の注意をもって、管理してください。
3. 分納期間中において、分納者の故意または過失によりうけた給水装置の損害は、すべて分納者の負担といたします。

(違約金)

1. 給水装置工事費の分納の場合において、当該工事の施工中または着手前に分納者の責に帰する理由により、当該工事が不用または中止になったときは、その時間までに要した費用および設計により算出した給水装置工事費の概算額の1割の違約金を既納の分納額から控除し、残額があれば返還し、不足のときは追徴いたします。

(分納の廃止)

1. 分納者が分納期間中において、次の各号の一に該当するときは、直ちに未納の分納工事費等を納入してください。
 - (1) 給水装置を廃止するとき。
 - (2) 給水装置を売却するとき。
 - (3) 新たな給水装置工事に工事費等の分納を申請するとき。

(違反)

1. 分納者は、この規程に違反し、市に負損害をおよぼした場合は、管理者が定める損害額を賠償しなければなりません。
2. 管理者は、分納者が分納期間中の指定の期日(納期)までに分納工事費等を納入しないときは、神戸市水道条例第7条第1項第1号の規定により給水を停止することがあります。
3. 管理者は、分納者が分納期間中の指定の期日(納期)までに給水装置工事費を納入しないときは、当該給水装置を処分することがあります。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の給水装置工事費等分納規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第9号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則等を廃止する規則

(最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の廃止)

第1条 最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成17年11月人委規則第12号)は、廃止する。

(平成19年改正条例附則第4条の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則の廃止)

第2条 平成19年改正条例附則第4条の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(平成19年3月人委規則第20号)は、廃止する。

(平成19年改正条例附則第6条の規定による給料に関する規則の廃止)

第3条 平成19年改正条例附則第6条の規定による給料に関する規則(平成19年3月人委規則第21号)は、廃止する。

(平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則の廃止)

第4条 平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則(平成27年3月人委規則第10号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則及び令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第10号

令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則及び令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則（令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則の一部改正）

第1条 令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則（令和3年2月人委規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> <u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(9)～(12) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>再任用職員</u> <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(9)～(12) [略]</p>

<p>(令和2年改正条例附則第4条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 令和2年改正条例附則第4条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>切替日以降に定年前再任用短時間職員</u>として勤務する職員</p> <p>(5)、(6) [略]</p>	<p>(令和2年改正条例附則第4条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 令和2年改正条例附則第4条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 切替日以降に<u>再任用職員</u>として勤務する職員</p> <p>(5)、(6) [略]</p>
---	---

(令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第2条 令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則(令和4年3月人委規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> <u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(令和4年改正条例附則第3条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>再任用職員</u> <u>地方公務員法第28条の4第1項</u>又は<u>第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(令和4年改正条例附則第3条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p>

<p>第3条 令和4年改正条例附則第3条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 切替日以降に<u>定年前再任用短時間職員</u>として勤務する職員</p> <p>(4) [略]</p>	<p>第3条 令和4年改正条例附則第3条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 切替日以降に<u>再任用職員</u>として勤務する職員</p> <p>(4) [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和4年改正定年条例 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和4年改正定年条例附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正定年条例附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。

(改正後の令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則及び令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第3条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条及び第2条の規定による改正後の令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則及び令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則の規定を適用する。

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第14号

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則（平成6年12月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条の8 [略]</p> <p>2 条例第3条第6項第1号のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(2) 職員又は配偶者（届出をしない</p>	<p>第1条の8 [略]</p> <p>2 条例第3条第6項第1号のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(2) 職員又は配偶者（届出をしない</p>

が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

(3) 婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める関係にある者

3、4 [略]

(1週間の勤務時間)

第2条 職員(短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)、育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第

が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

3、4 [略]

(1週間の勤務時間)

第2条 職員(短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))、育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)

48号) 第5条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を除く。)の勤務時間は、1週間について、38時間45分とする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある職員(短時間勤務職員を除く。)の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間について、15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 [略]

(結婚休暇)

第16条 職員が結婚(婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係となると任命権者が認める場合を含む。)するときは、願い出により週休日及び職員の休日を除いて7日間の結婚休暇を与える。ただし、短時間勤務職員については、1週間の勤務日の日数に7を乗じて得た

第5条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を除く。)の勤務時間は、1週間について、38時間45分とする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある職員(短時間勤務職員を除く。)の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

2 [略]

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間について、15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 [略]

(結婚休暇)

第16条 職員が結婚するときは、願い出により週休日及び職員の休日を除いて7日間の結婚休暇を与える。ただし、短時間勤務職員については、1週間の勤務日の日数に7を乗じて得た数を5で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)に読み替えるも

数を5で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に読み替えるものとする。

（忌服休暇）

第17条 職員が親族（条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。）の喪にあつたときは、願い出により次の区分により忌服休暇を与える。

(1) 配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める関係にある者（以下「配偶者等」という。）並びに1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

（年次祭し休暇）

第19条 職員が配偶者等及び1親等の血族（条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。）の祭日に祭し（死亡後15年以内のものに限る。）を行う場合には、願い出により、年次祭し休暇を与える。

（子の看護休暇）

第22条 中学校就学の始期に達する

のとする。

（忌服休暇）

第17条 職員が親族（条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。）の喪にあつたときは、願い出により次の区分により忌服休暇を与える。

(1) 配偶者及び1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

（年次祭し休暇）

第19条 職員が配偶者及び1親等の血族（条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。）の祭日に祭し（死亡後15年以内のものに限る。）を行う場合には、願い出により、年次祭し休暇を与える。

（子の看護休暇）

第22条 中学校就学の始期に達する

までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき5日（対象となる子が2人以上の場合にあつては、10日）の子の看護休暇を与える。

（短期の介護休暇）

第22条の2 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者で次に掲げる者（以下この条において「要介護者」という。）の介護等を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の短期の介護休暇を与える。ただし、第3号に掲げる者については職員と同居しているものとする。

(1) 配偶者等、父母、子、配偶者の父母

(2)、(3) [略]

までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき5日（対象となる子が2人以上の場合にあつては、10日）の子の看護休暇を与える。

（短期の介護休暇）

第22条の2 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者で次に掲げる者（以下この条において「要介護者」という。）の介護等を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の短期の介護休暇を与える。ただし、第3号に掲げる者については職員と同居しているものとする。

(1) 配偶者、父母、子、配偶者の父母

(2)、(3) [略]

<p>(介護休暇)</p> <p>第23条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。</p> <p>(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者</p> <p>ア 父母の配偶者</p> <p>イ 配偶者の父母の配偶者</p> <p>ウ 子の配偶者</p> <p>エ 配偶者の子</p> <p><u>(3) 婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める関係にある者</u></p> <p>2～9 [略]</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第23条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。</p> <p>(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者</p> <p>ア 父母の配偶者</p> <p>イ 配偶者の父母の配偶者</p> <p>ウ 子の配偶者</p> <p>エ 配偶者の子</p> <p>2～9 [略]</p>
--	--

(神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年10月人委規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(結婚休暇)</p> <p>第 17 条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚 <u>(婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係となると任命権者が認める場合を含む。)</u> するときに、願い出た場合に加え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1 週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1 年間の勤務日の日数に応じて、別表第 4 のとおりとする。</p>	<p>(結婚休暇)</p> <p>第 17 条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚するときに、願い出た場合に与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1 週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1 年間の勤務日の日数に応じて、別表第 4 のとおりとする。</p>

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

- (1) 附則第 3 条の規定
- (2) 第 1 条中神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則第 2 条第 1 項及び第 3 項の改正規定

(定義)

第 2 条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

(1) 令和4年改正条例 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号)をいう。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。

(改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の規定を適用する。